

3面からのつづき【健康・福祉】

「食事サービス活動推進の会」の会員募集

食事サービスサポートセンター「だんらん」(鎌田3-13-1)で、会食や配食サービス等の食を通じた自主的な活動を行う団体で構成している会です。

対 高齢者の食事に関する活動を行う区内在住・

在勤・在学の個人、団体

他 申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

問 高齢福祉課 ☎5432-2412 FAX 5432-3085

あんしん事業(地域福祉権利擁護事業)をご存じですか

社会福祉協議会の職員が、自宅を月1回程度

定期的に訪問し、福祉サービスに関する相談を受けたり、預貯金の払い戻し等の支援、見守り等を行います。

対 一人では書類の整理や申請手続き、日常的な金銭管理等に不安のある方

問 (社福)世田谷区社会福祉協議会 成年後見センター

☎03-6411-3950 FAX 03-6411-2247

税・保険・年金

税金

国保・高齢者医療

介護保険

年金

税理士会による「税の無料相談」

対象地域	日時	会場・問合せ・申込先
世田谷税務署管内	5月16日(土) 午後1時30分～4時	東京税理士会世田谷支部(若林4-31-7ベルジェ102) ☎5481-0770 FAX 5481-0771
北沢税務署管内	5月11日(月) 午後1時～4時	東京税理士会北沢支部(松原6-1-10アイリンマンション3階) ☎3322-7894 FAX 3323-3571
玉川税務署管内	5月8日(金) 午後1時～4時 【相続税専用】 毎週火・木曜 午後1時～4時	東京税理士会玉川支部(玉川2-4-4玉川酒販会館3階) ☎3700-0562 FAX 3708-5131

他 要申込。相談時間は1回30分。1回のみ無料。担当/税務署

学生の方へ 国民年金保険料の納付が猶予される制度があります

対 学生で前年の本人所得が一定額以下の方

申請方法 / マイナポータル、郵送、窓口

必要書類 / 本人確認書類、在学期間が分かる学生証、基礎年金番号または個人番号が分かる書類

※郵送申請の場合は「国民年金保険料学生納付特例申請書」(日本年金機構のホームページにあり)と各書類のコピーを送付してください。

※失業などを理由として申請する場合は、特例制度があります。特例を受けるためには、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証等の添付が必要です。

他 2年1か月前の未納分までさかのぼって申請できます。また、承認期間は老齢基礎年金の年金受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の受給額は減額されます。ただし、10年以内に保険料(3年度目以降は当時の保険料に一定額を

加算)を古い月分から追納することができます。

問 世田谷年金事務所 ☎6844-3871(音声案内「2」→「2」) FAX 6844-3872、国保・年金課国民年金係

☎5432-2356 FAX 5432-3051 **区HPQ 367**

国民健康保険料の支払いは原則、口座振替でお願いします

国民健康保険料のお支払いは、年金天引きの方を除き、原則、口座振替をお願いしています。保険料の納め忘れもなく、還付金も自動で口座に振り込まれ、便利です。Web口座振替受付サービスでいつでも登録ができます。

9月1日まで、せたがやPayポイントが当たる口座振替新規登録キャンペーンも実施しています。

他 口座の登録方法やキャンペーンなど詳しくは、**区HP**をご覧ください。

問 保険料収納課 ☎5432-2339 FAX 5432-3038

区HPQ 304

子ども・若者

子ども・若者

子育て



児童に関する手当・医療費助成等の申請はお済みですか

1 児童手当

対 18歳到達後、最初の3月31日までの児童を養育している方
 手当額 / 3歳未満1万5000円、3歳から18歳到達後最初の3月31日まで(第1・2子)1万円、同(第3子以降)3万円

※何子目かは、監護または監護相当している22歳年度末までの児童等を含めて数えます。

※監護とは、児童の監督・保護を行っている(面倒を見ている)ことをいいます。

※監護相当とは、19歳に到達する年度から22歳年度末までの子について、受給者から監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護があり、かつ経済的負担があることをいいます。

※4月1日生まれの児童は18歳の誕生日前日の3月31日までが対象となります。

※所得制限なし。

2 子ども等医療費助成

対 区内に住所がある、18歳到達後、最初の3月31日までの児童

※生活保護受給、規則に定める施設に入所、児童福祉法による里子の場合等を除く。

助成範囲 / 児童の健康保険適用の自己負担額、入院時の食事療養標準負担額

3 児童扶養手当

対 18歳到達後、最初の3月31日まで(児童に中度以上の障害がある場合は20歳未満)で、次のいずれかの状態にある児童を養育している方

①父母が離婚②父または母が死亡③父または母が重度の障害④父または母が生死不明⑤父または母に1年以上遺棄されている⑥父または母が配偶者からの暴力で「裁判所からの保護命令」を受けた⑦父または母が1年以上拘禁されている⑧母の婚姻によらないで出生した⑨父または母が不明な場合(棄児等)

※児童が児童福祉施設等に入所している場合や、児童が受給者以外の父または母と生計を同じくしている場合(父または母が重度の障害の場合を除く)等を除く。

手当額 / 児童1人目4万8050円～1万1340円、2人目以降(1人につき)

1万1350円～5680円(いずれも所得による) ※所得制限あり。

4 特別児童扶養手当

対 心身に中度以上の障害(身体障害者手帳3級(一部除く)程度以上・一部4級程度、愛の手帳3度程度以上または同程度の精神障害)、その他の障害・疾病等により日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の児童を養育している方

※児童が児童福祉施設等に入所している場合や、児童の障害により公的年金を受給している場合等を除く。

※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が前記より軽度な場合でも該当となることがあります。

手当額 / 障害のある児童1人につき5万8450円または3万8930円(障害の程度による) ※所得制限あり。

5 児童育成手当

●育成手当

対 18歳到達後、最初の3月31日までで、**3**①～⑨のいずれかの状態にある児童を養育している方 ※児童が規則に定める施設に入所している場合等を除く。

手当額 / 児童1人につき1万3500円 ※所得制限あり。

●障害手当

対 心身に障害(身体障害者手帳2級程度以上、愛の手帳3度程度以上、脳性麻痺、進行性筋萎縮症)のある20歳未満の児童を養育している方

※児童が規則に定める施設に入所している場合等を除く。

手当額 / 児童1人につき1万5500円 ※所得制限あり。

6 ひとり親家庭等医療費助成

対 **5**の「育成手当」の支給要件を満たす、ひとり親家庭等の児童(児童に中度以上の障害がある場合は20歳未満まで助成可)と父、母、養育者

※生活保護受給の場合等を除く。

助成範囲 / 健康保険適用の自己負担分(限度額まで)の全部または一部

※所得制限あり。

共通事項

助成開始時期 / **1** **3**～**5** 原則として申請日の翌月から、**2** 原則として申請月の初日から、**6** 原則として申請日から

問 **1** **2** 子ども家庭課 ☎5432-2309 FAX 5432-3081、**3**～**6** 総合支所子ども家庭支援課(世田谷☎5432-2311 FAX 5432-3034、北沢☎6804-7526 FAX 6804-9044、玉川☎3702-1792 FAX 3702-1336、砧☎3482-1344 FAX 6277-9721、烏山☎3326-9864 FAX 3308-3036)